



# エル訪問看護

# リハビリテーション

～「自宅がいちばん」という想いを実現するために～



## 目次

1. 会社案内、ステーション案内、理念と基本方針（P1～2）
2. 訪問看護のサービス内容（P3）
  - ・ 訪問看護でできることとは？（P4）
  - ・ 在宅での生活をサポートするシステム（P5）
  - ・ 訪問看護とは？（P6～7）
  - ・ リハビリテーション（P8～12）
3. サービス開始までの流れ（P13）
4. 症例紹介（P14～15）
5. 訪問看護を利用するにあたっての注意点（P16～20）
6. 訪問看護料金表（P21～23）
7. 新規利用者相談・依頼申込書（P24）\*コピーしてご活用ください
8. 訪問看護指示書原本（P25）\*コピーしてご活用ください

## 1) 会社案内・ステーション案内

会社名：株式会社ライフケアサポート

事業所名：エル訪問看護リハビリステーション

事業所番号：1262190551

営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

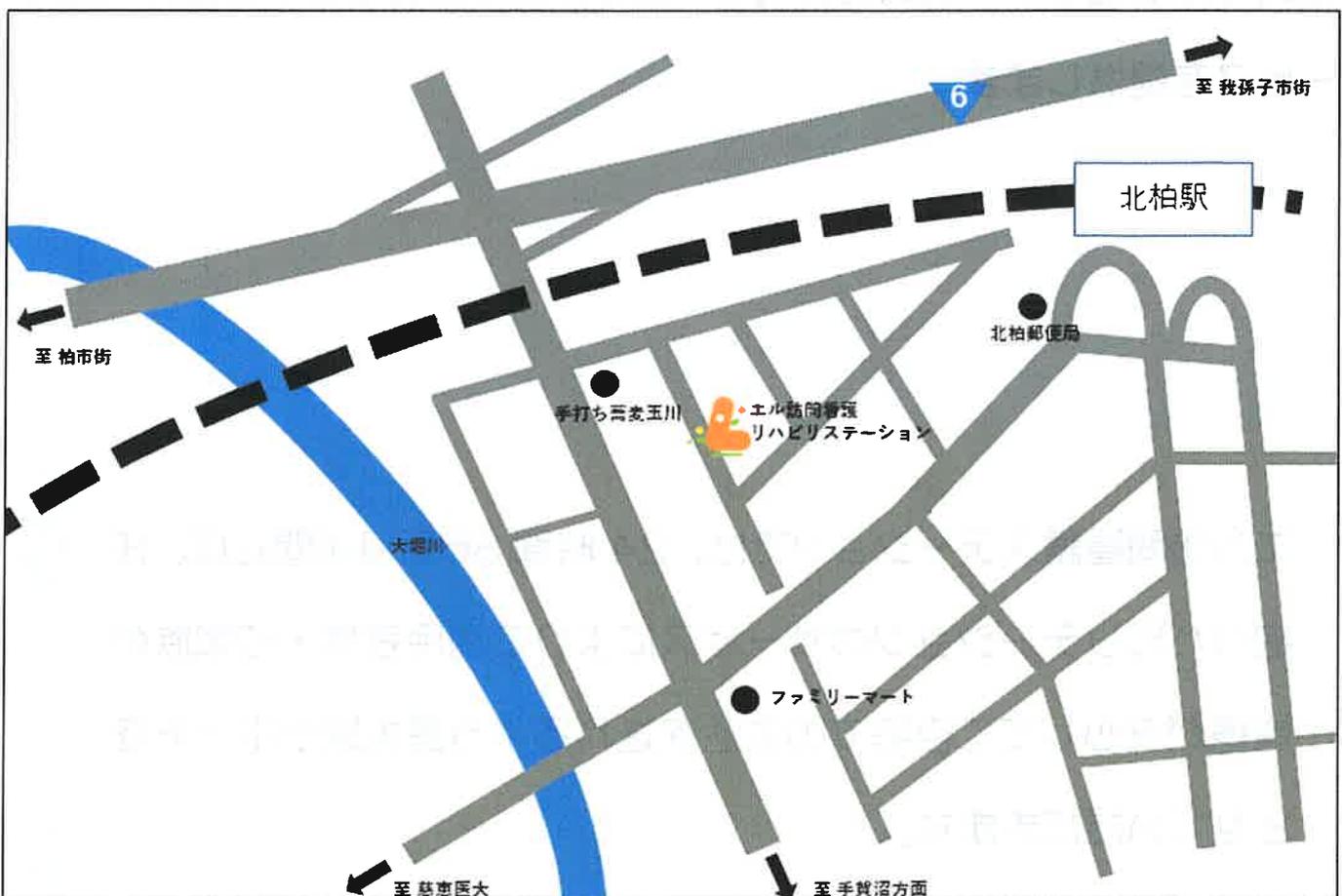
定休日：土・日・祝日、年末年始（12/30～1/3）

※緊急時訪問看護加算をつけている方は 24 時間 365 日、相談・対応可能

電話：04-7197-1582      FAX：04-7197-1583

所在地：〒277-0832

千葉県柏市北柏 1-6-10 ビューハイム北柏 101



訪問可能地域：柏市・我孫子市全域、流山市の一部地域

※詳細に関しましてはお問い合わせください

## <理念>

☆「自宅がいちばん」という想いに寄り添い、安心してご自宅で過ごせるように、訪問看護・リハビリテーションを提供します。

## <基本方針>

☆必要な知識・技術と人間性を磨き質の高い看護、リハビリテーションを提供します。

☆利用者及び家族一人ひとりの声に耳を傾け、ご希望・要望を尊重しQOLを高め、在宅生活を安心・安全に過ごせるよう支援します。

☆地域の医療福祉サービスと連携し、利用者及び家族にあった医療介護サービスを提供します。

エル訪問看護ステーションでは、24時間365日訪問対応、在宅リハビリテーションのサービスによりご利用者様・ご家族の皆様が安心してご自宅での生活を送れるよう最大限サポートをさせていただきます。

## 2) 訪問看護のサービス内容

### ご自身の体調・生活をチェックしてみましょう

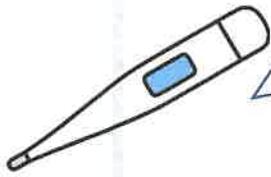
- 家族の介護の負担が大きい
- 日中は一人になる、または一人暮らしである
- 一人では入浴ができない
- 薬を飲み忘れたり、無くしたりすることが増えた
- なかなか便が出ずに苦しい思いをしている
- 人工呼吸器等の医療機器を使用している
- いつまでも元気に過ごしたい
- 寝たきりで体が痛い
- 段差でつまずいたり、転んだりすることがある
- 退院後に元の生活に戻れるか不安
- 痛みがあり、思うように体が動かさなくなってきた
- 家族や友人との外出を、ケガや病気を理由に諦めている
- 体調が不安定で、入退院を繰り返している
- 住み慣れた家で最期を迎えたい



どれか1つでも当てはまる方は、  
訪問看護・リハビリを利用できます！



## 訪問看護でできることは？



健康状態の観察

体調のチェック、体温、血圧、脈拍、呼吸状態など



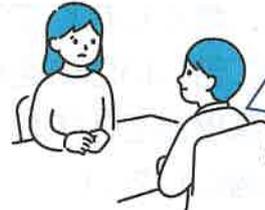
日常生活の看護

身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄のケア、爪切りなど



医療処置

床ずれ予防、胃瘻、人工肛門、吸引、膀胱留置カテーテル管理、服薬管理、在宅酸素など



生活の相談

かかりつけ医との連携、福祉用具・住宅改修のアドバイス、他様々な相談の対応



認知症の看護

服薬管理、お話の傾聴、介護の相談や工夫のアドバイスなど



終末期の看護

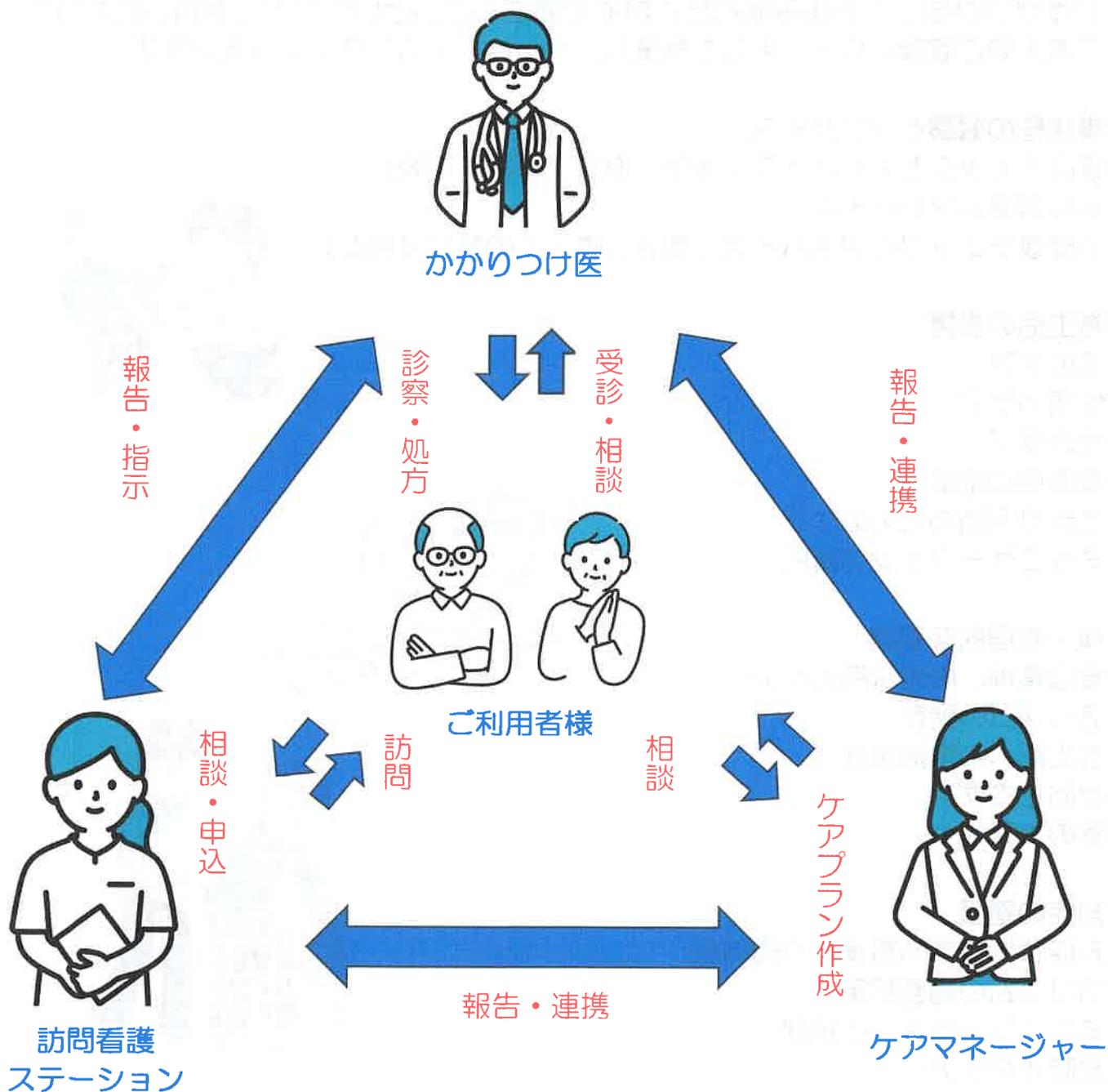
お看取りまで自宅で過ごすためのケア、相談・サポート

## 訪問看護における訪問リハビリとは？



拘縮の予防や機能の回復、嚥下訓練など生活の場である家の状況、体力・筋力、どんな動作が必要か、一人ひとりオーダーメイドでリハビリを提供

## 在宅での生活をサポートするシステム



医療や福祉、地域の関係機関と連携をとり、介護を受ける方や介護をされる方に最適な解決策を提案させていただきます。

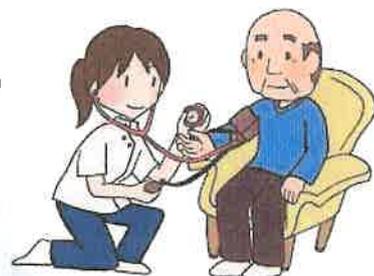
様々な疑問や質問、どこに相談したらよいかわからないことなど、お気軽にご相談ください。

## 訪問看護とは？

看護師がご自宅に訪問し、療養生活を送っている方の看護を行うサービスです。病気や障がいがあっても住み慣れたご自宅で過ごしたいという方がご利用いただけます。ご本人やご家族の意思・生活を尊重し、安心して生活できるよう支えます。

### ★健康状態の観察とアドバイス

- ・健康のチェックとアドバイス（体温、血圧、脈拍、呼吸）
- ・病状の観察とアドバイス
- ・心の健康チェックとアドバイス（趣味、隣人との繋がりなど）



### ★日常生活の看護

- ・清潔のケア
- ・食生活のケア
- ・排泄のケア
- ・療養環境の整備
- ・寝たきり予防のためのケア
- ・コミュニケーションの援助



### ★精神・心理的な看護

- ・不安な精神、心理状態のケア
- ・生活リズムの調整
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止のケア
- ・服薬のケア



### ★認知症の看護

- ・認知症状に対する看護、介護相談
- ・生活リズムの調整提案
- ・コミュニケーションの援助
- ・事故防止のケア

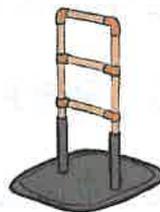
### ★検査・治療促進のための看護

- ・病気への看護と療養生活の相談
- ・床ずれ、その他創部の処置
- ・医療機器や器具使用者のケア
- ・服薬指導、管理
- ・その他、主治医の指示による処置、検査



### ★療養環境改善のアドバイス

- 住宅改修の相談
- 療養環境の整備
- 福祉用具導入のアドバイス



### ★介護者の相談

- 介護負担に関する相談
- 健康管理、日常生活に関する相談
- 精神的支援
- 患者会、家族会、相談窓口の紹介

### ★様々な在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談

- 自治体の在宅サービスや保健、福祉サービス紹介
- 民間や関連機関の在宅ケアサービス紹介
- ボランティアサービス紹介
- 各種サービス提供機関との連絡、調整
- その他保健、医療、福祉の資源紹介など



### ★終末期の看護

- 痛みのコントロール
- 療養生活の援助
- 療養環境の調整
- 看取りの体制への相談、アドバイス
- 本人、家族の精神的支援



## 訪問看護における訪問リハビリとは？

心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を支援するために、理学療法士・作業療法士などがご自宅に訪問し、主治医の指示に基づいて治療、訓練、アドバイスをを行います。

病院とは違い実際の生活の場で行えるため、必要な事を安全に安心して行えるまで、機能面ばかりではなく、動作面・環境面からもアプローチし、「自宅であればできる！」を実現していきます。



### <訪問看護リハビリのメリット>

- ・ 退院後の加算がありません！  
→退院時期・状態に関わらず単位は同じです！
- ・ 指示書があれば、状態や発症期間は関係ありません！  
→発症直後～慢性期、退院後～長期在宅療養中など、継続してリハビリを行うことができます！
- ・ 看護師とリハビリ職が協力して関わるため、緊急時や状態変化に迅速に対応でき、リスクマネジメント・予防効果の高いサービスが提供できます！

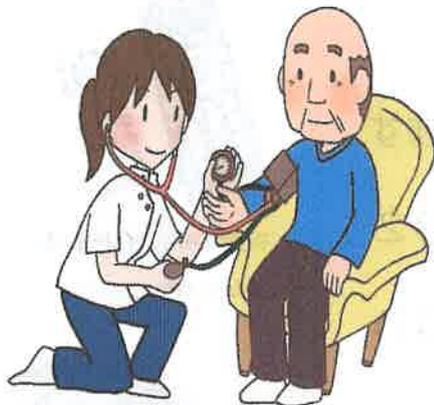
### <訪問看護リハビリのデメリット>

- ・ リハビリ職だけではなく看護師の訪問が月一回程度ある。  
→看護師が訪問してくれて良かった！というサービスを提供します。
- ・ 制度の都合上、最大週6単位（1単位20分）・120分/週までしかリハビリが行えません。

## 当ステーションのリハビリテーション

### 実践的リハビリテーションの提供

病院で行う機能訓練や家事や生活動作だけでなく、ご自宅での生活に必要なこと全てに対して、安全で具体的・実践的なリハビリを提供いたします。



### <具体例>

電気のON-OFFの仕方・玄関鍵の開閉の仕方・ズボンの上げ下げの仕方・ボタンのかけ方・靴下の着脱・買い物（支払い方法や荷物の運び方等）・外食（店内での移動、注文の仕方等）など実際の場面のサポート。



失語症や視覚障害の方など、家電製品や生活用具が使用できるよう、状況・状態を考慮した指導アドバイスを行います（全盲・全ろうのご利用者様の訪問経験・実績も多数あります）。



実際に、初回訪問で動作方法及び環境設定指導・アドバイスを行い、その直後に様々なことが自立したご利用者さんや、食事・嚥下状態や動作レベルやご家族の介護力の問題で、在宅生活は難しいと言われたご利用者さんが継続してご自宅で生活できている事例も多数あります。

提供時間外の事を考慮したリハビリテーションを提供します

訪問時間は週1回（160～240分/月）、週2回（320～480分/月）と僅かな時間で、リハビリをされていない時間の方が圧倒的に長くなります。

安眠できる姿勢や安楽に過ごせる姿勢の指導、趣味・余暇活動の支援、自主トレーニングの指導を行います。

転倒防止としてバランス向上など、機能面からのアプローチだけではなく、また、福祉用具や手すり等の環境面やIT機器等も使用した多面的なアプローチを行います。

### <具体的支援例>

タブレットでの脳トレや言語リハの自主トレ導入、タブレットでの麻雀などゲーム指導サポート、タブレットやパソコンや手帳での血圧管理、視覚障害の方へのデージー図書サポート、ピアノなどの趣味活動サポートなど。



視覚障害用デージー図書  
読み上げ機



## 様々な用具・備品

すぐに試し使えるよう、リハビリスタッフは様々な用具を持参しています。

特殊車椅子（足漕ぎ、歩行器兼用車椅子等）、杖類（ロフト、可動式、四点杖、折り畳み、サイドケイン等）、歩行器類（交互式、固定式、押し車等）、デイジー機器、骨伝導補聴器、視覚障害サポート機器、特殊椅子（昇降機能付きなど）、100均グッズ（マジックハンド、滑り止め、食器、ガーグルベース、ペットボトル蓋開け補助具、蛇口補助具等）、オルトップAFOなどの装具、自動車運転（ゲーム機使用）練習など



モチベーションを上げます！

老いや受傷後の不安の中、一人で運動を続けるのは大変なことです。運動の意味を見つけられない方も沢山います。

不安、悩みに一緒に向き合い、新たな生きがいを見出してご本人様が自ら動き出せるよう支援します。

### コストを考慮したサービスの提供

手摺設置から生活用具まで、専門的な福祉用具やレンタル品ばかりでなく、市販品や汎用品、100均グッズなど使用し、長期的観点からコストや使いやすさを考慮した提案・サービス提供を行います。

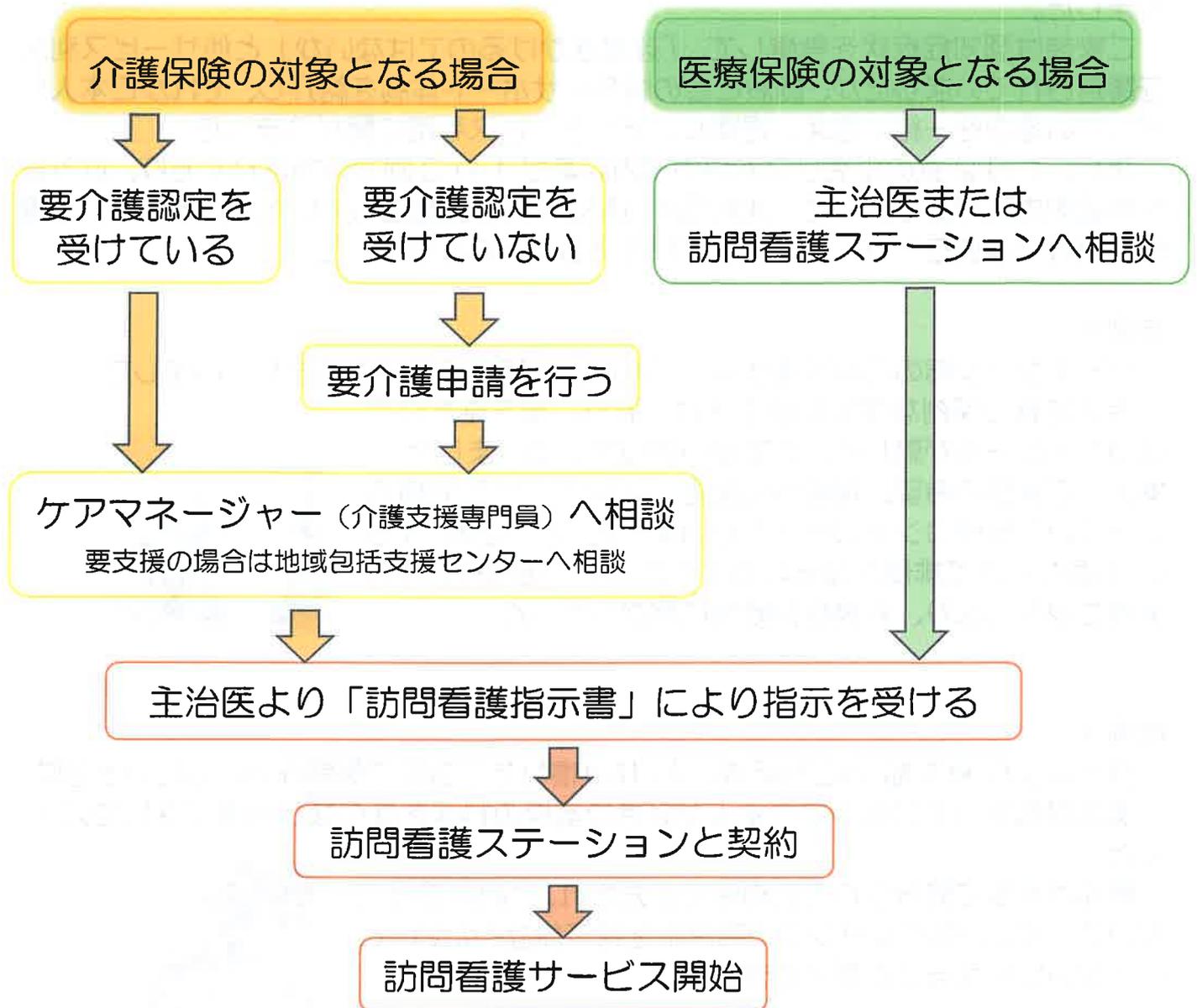


### 当ステーションのリハビリテーションモットー

- ☆「コンプライアンスを遵守し、ご利用者様主体のサービス提供を行います」
- ☆「できない(やれない)理由提示より、できる(やれる)方法をみつけていきます」
- ☆「やりたい事や必要な事を少しでもできるように、自己実現を最大に尊重し全力でサポートします」
- ☆「在宅生活を楽しめる(QOLを尊重した)リハビリテーションを提供いたします」
- ☆「楽しく笑顔で行えるリハビリテーションを提供いたします」
- ☆「ひとつの提案でなく、選択と比較できるように複数の提案を行います」

### 3) サービス開始までの流れ

介護保険・医療保険のどちらかを利用します  
健康状態や年齢によって適応が異なります（別項参照）



※要介護申請は市町村の介護保険課・地域包括支援センターなど

認定の結果はだいたい1ヶ月前後で出ます（申請時期により異なります）

※入院していた患者様をご自宅に戻った後、介護サービスは事前の申請がないと利用できず慌ててしまいます。早い段階からケアマネージャーまたは病院のソーシャルワーカーに相談しましょう

## 4) 症例紹介

### 症例①

ご夫婦で利用しているご利用者さん。共に認知症があり、同居しているご家族が疲弊してしまい、日常生活の支援とご家族の介護負担軽減目的でサービス利用開始となりました。

ご家族は認知症症状を考慮して、「迷惑をかけるのではないかと他サービス利用を躊躇されていましたが、施設ごとの特色やサポート体制を紹介し、それがご本人に合っているかを一緒に考え、提案し、デイサービス利用に繋がりました。

また、1日2食の生活リズムの中で内服薬が1日3回で処方されており、飲み忘れや過剰内服がありました。外来受診の際に処方の調整をしていただけるよう、看護師と病院で連携をとり、適切に内服が行えるようになりました。

### 症例②

パーキンソン病のご利用者さん。ご家族と一緒に自宅で生活されておりました。

疾患特有の深刻な便秘に悩まされており、緩下剤だけではコントロールが難しく、ご家族の負担になっておりました。本人・ご家族の希望、羞恥心に配慮しながら、週2回自宅のトイレで排便コントロールを行いました。その結果、3日に1回ペースで排便が見られるようになり、訪問日以外の失敗も少なくなり、介護負担軽減に繋がりました。



### 症例③

ターミナル(終末期)のご利用者さん。住み慣れたご自宅で最期を過ごしたいと退院。

食欲が低下している中でも本人が好きな奥様の料理を食べながら過ごされておりました。

最期は家族に見守られてご自宅で逝去され、生前希望されていた「大好きな社交ダンスの燕尾服を着て旅立ちたい」という想いに応えることができました。



### 症例④

脊椎損傷で車椅子生活をしているご利用者さん。ご自宅で奥様と過ごすことを希望されておりました。介護量が多く介護サービスを多数利用しておりましたが、同居のご家族はお仕事で不在になることもあり、本人の体調の把握や連絡事項など、不安を抱えながら過ごされておりました。

訪問看護師が調整役となり、連携を図れるよう調整。訪問診療の導入等を行い、その結果、本人・ご家族共に生活において不安が軽減され、在宅生活の継続へ繋げることができました。



### 症例⑤

身体の疼痛で思うように動けなかったご利用者さん。7年前の腰椎圧迫骨折以降の痛みと10数年来の両足底の魚の目の痛み（両方とも受診継続中）が強く、近隣の外出も難しい状況でした。看護での魚の目の調整（やすり等の使用）とリハビリによる指導・訓練で、1本杖にて通院だけではなく公共交通機関を利用して都内まで、外出等おひとりで行えるようになりました。



### 症例⑥

脳出血後遺症の右片麻痺でほぼ完全な失語症のご利用者さん。ご自宅では車椅子でお風呂以外は自立されていましたが、更なる改善を目指し訪問でのリハビリを開始しました。

家の中では車椅子を使わないように、シャワー浴は自力でできるようになってきています。屋外も四点杖で300m程度は歩けるようになりましたが、生活的自立を図る目的で電動車椅子を導入し、買い物にも行けるよう実地訓練・棚の上下の物も取りやすいようにマジックハンドの導入・失語症でも気を使わず支払いできるように電子決済での支払い設定や使用方法指導、店内トイレの実地訓練、実際にファミレスでの注文～飲食～支払いまで、本人ができるようになるまで、サポートさせてきました。また、タブレットアプリなど利用し、訪問時間外の言語訓練等のトレーニングもできるようにサポートしています。



### 症例⑦

装具作成をしたご利用者さん。義足や装具類は種類によって耐用年数が1～4年（例：片麻痺の方の短下肢装具：金属支柱は3年、プラスチックは2年）となっています。装具の管理を含め定期的に受診されている方は問題ありませんが、そうでない方は安全かつ機能的に使用していくために評価、調整、場合により作り直しが必要な場合があります。通院だけでなく、訪問での調整や作り直しも、義肢装具の会社と連携をとりサポートしています。（訪問での作成実績あり）



### 症例⑧

全盲のご利用者さん。家の中野動作も目印等の設置や家具の配置などの環境整備で2階も含め完全に自立して生活できるようになりました。また、余暇支援として読み上げ図書（デイジー図書：国会図書館への申請～機器の申請～機器の使用方法指導～ダウンロードサポート）行っています。

障害や疾病の種別ごとに、日常生活の便宜を図るための用具等（吸引機、リフト、拡大器等）を購入した費用の助成があります。介護保険のレンタルだけでなく、その他福祉のサービス等のご利用もサポートさせていただいています。

## 5) 訪問看護を利用するにあたっての注意点

訪問看護を利用するうえで、介護保険での利用と医療保険での利用に分かれます。

※介護保険の訪問看護と医療保険の訪問看護の併用は不可

要介護認定を受けている方に関しましては、**基本的には医療保険よりも介護保険での利用が優先されますが、『介護保険における厚生労働大臣が定める疾病等』に該当される方や『病状の悪化により医師の特別指示』が出されている方に関しては要介護認定を受けていても医療保険での利用が可能になります。**

|                  | 介護保険                                       | 医療保険  |
|------------------|--|---|
| 65 歳以上           | 要支援・要介護と認定のある方<br>(第1号被保険者)                | (1) 要支援・要介護者の内<br>・厚生労働大臣の定める疾病等*2の方<br>・特別訪問看護指示書が交付された方<br>・精神科訪問看護指示書が交付された認知症以外の精神疾患患者<br>(2) 非該当者<br>・要支援・要介護に該当しない方<br>(3) 要介護認定未申請の方<br>(4) 65歳未満までの医療保険加入者で医師が訪問看護の必要性を認めた方 |
| 65 歳未満<br>40 歳以上 | 16 特定疾患*1 の対象者で、要支援・要介護認定のある方<br>(第2号被保険者) |   |
| 40 歳未満           | 介護保険での利用不可                                 |   |

\*1 次頁 表1「16 特定疾患」参照

\*2 次頁 表2「厚生労働大臣の定める疾病等」参照



介護保険被保険者証



介護保険負担割合証

表 1.16 特定疾患（40 歳以上 65 歳未満の方で該当する場合介護保険利用が可能）

|   |  |
|---|--|
| <p>① 末期の悪性腫瘍</p> <p>② 関節リウマチ</p> <p>③ 筋委縮性側索硬化症</p> <p>④ 後縦靭帯骨化症</p> <p>⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>⑥ 初老期（40～64 歳）の認知症</p> <p>⑦ 進行性核状性麻痺、大脳皮質規定核変性症およびパーキンソン病</p> <p>⑧ 脊髄小脳変性症</p> | <p>⑨ 脊柱管狭窄症</p> <p>⑩ 早老症</p> <p>⑪ 多系統萎縮症</p> <p>⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症<br/>および糖尿病性網膜症</p> <p>⑬ 脳血管疾患</p> <p>⑭ 閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮ 慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> |
|---|--|

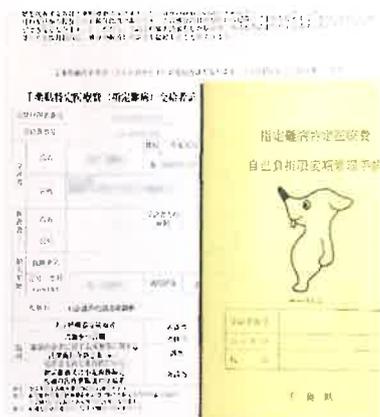
★『16 特定疾患』と『厚生労働大臣が定める疾病等』は混同しやすいため注意が必要です。

## 表2. 厚生労働大臣の定める疾病等

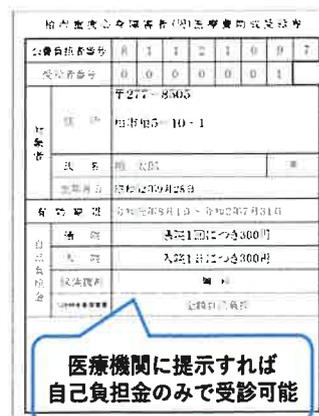
(該当者は40歳以上でも医療保険での利用が優先されます)

|   |  |
|---|--|
| 1 末期の悪性腫瘍（がん）   | 10 多系統萎縮症 <ul style="list-style-type: none"> <li>・線条体黒質変性症</li> <li>・オリブ橋小脳萎縮症</li> <li>・シャイ・ドレーガー症候群</li> </ul> |
| 2 多発性硬化症  | 11 プリオン病   |
| 3 重症筋無力症  | 12 亜急性硬化性全脳症   |
| 4 亜急性脊髄視束神経症（スモン）   | 13 ライソゾーム病   |
| 5 筋萎縮性側索硬化症   | 14 副腎白質ジストロフィー   |
| 6 脊髄小脳変性症   | 15 脊髄性筋萎縮症   |
| 7 ハンチントン病   | 16 球脊髄性筋萎縮症  |
| 8 進行性筋ジストロフィー症  | 17 慢性炎症性脱髄性多発神経炎   |
| 9 パーキンソン病関連疾患<br>(ホーエン・ヤールの重症度分類が Stage3 以上かつ生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る) | 18 後天性免疫不全症候群  |
|   | 19 頸髄損傷  |
|   | 20 人工呼吸器を使用している状態  |

★厚生労働大臣の定める疾病等に該当する方は、特定医療費（指定難病）受給者証・重度心身障害者（児）医療助成受給券をお持ちの場合（下記写真）、訪問看護の利用料が補助される場合がありますのでご相談ください。



特定医療費(指定難病)受給者証



重度心身障害者(児)医療費助成

## ●施設への訪問

訪問看護はご自宅以外にも施設で訪問看護を提供することも可能です。ただし、施設の種類によっては訪問ができない場合があるので確認が必要です。

表：施設ごとの訪問看護利用の可否

| 施設の種類                     |               | 訪問看護提供の可否 | 備考                       |
|---------------------------|---------------|-----------|--------------------------|
| 介護老人保健施設                  |               | ×         |                          |
| 介護医療院                     |               | ×         |                          |
| 特別養護老人ホーム                 |               | △         | 末期がんの方のみ                 |
| 小規模特別養護老人ホーム              |               | △         | 末期がんの方のみ                 |
| グループホーム<br>(認知症対応型共同生活介護) |               | △         | 特別訪問看護指示書が<br>交付されている方のみ |
| 小規模多機能型<br>居宅介護           | 宿泊中           | △         | 特別訪問看護指示書が<br>交付されている方のみ |
|                           | 自宅にいる時        | ○         |                          |
| 短期入所生活介護                  |               | △         | 末期がんの方のみ                 |
| 特定施設入居者<br>生活介護           | 一般型           | △         | 特別訪問看護指示書が<br>交付されている方のみ |
|                           | 外部サービス<br>利用型 | ○         |                          |
| その他*                      |               | ○         |                          |

\*その他：ケアハウス(軽費老人ホーム)、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で特定施設入居者生活介護としての指定を受けていない施設

## ●介護保険サービスの区分支給限度額

介護保険サービスはご利用者様の介護区分により利用できる単位(金額)に上限が設けられており、上限を超過した分は全額自己負担となるため注意が必要です。

区分限度支給額(柏市HPより引用)

| 要介護度 | 利用限度単位       | 利用限度金額    | 自己負担金額   |          |           |
|------|--------------|-----------|----------|----------|-----------|
|      |              |           | 1割負担     | 2割負担     | 3割負担      |
| 要支援1 | 5,032 単位     | 50,320 円  | 5,032 円  | 10,064 円 | 15,096 円  |
| 要支援2 | 10,531<br>単位 | 105,310 円 | 10,531 円 | 21,062 円 | 31,593 円  |
| 要介護1 | 16,765<br>単位 | 167,650 円 | 16,765 円 | 33,530 円 | 50,295 円  |
| 要介護2 | 19,705<br>単位 | 197,050 円 | 19,705 円 | 39,410 円 | 59,115 円  |
| 要介護3 | 27,048<br>単位 | 270,480 円 | 27,048 円 | 54,096 円 | 81,144 円  |
| 要介護4 | 30,938<br>単位 | 309,380 円 | 30,938 円 | 61,876 円 | 92,814 円  |
| 要介護5 | 36,217<br>単位 | 362,170 円 | 36,217 円 | 72,434 円 | 108,651 円 |

介護区分により利用できるサービスにも違いがあります。詳細は看護師かケアマネージャーに確認してください。

## 訪問看護料金表

### <要支援 1・2の方 訪問看護利用料金（非課税）>

2023年10月1日現在

| 単位<br>(単位数)                  | サービス<br>内容 | サービス時間<br>※1回あたり | 金額       |          |          |
|------------------------------|------------|------------------|----------|----------|----------|
|                              |            |                  | 1割<br>負担 | 2割<br>負担 | 3割<br>負担 |
| 介護予防訪問看護 I-1*<br>(302 単位)    | 看護         | 20分未満            | 315 円    | 630 円    | 944 円    |
| 介護予防訪問看護 I-2<br>(450 単位)     |            | 30分未満            | 469 円    | 938 円    | 1,407 円  |
| 介護予防訪問看護 I-3<br>(792 単位)     |            | 30分以上<br>60分未満   | 826 円    | 1,651 円  | 2,476 円  |
| 介護予防訪問看護 I-4<br>(1087 単位)    |            | 60分以上<br>90分未満   | 1,133 円  | 2,266 円  | 3,398 円  |
| 介護予防訪問看護 I-5<br>(283 単位)     | リハ         | 20分              | 295 円    | 590 円    | 885 円    |
| 介護予防訪問看護 I-5・2<br>(566 単位)   |            | 40分              | 590 円    | 1,180 円  | 1,770 円  |
| 介護予防訪問看護 I-5・2 超<br>(426 単位) |            | 60分              | 444 円    | 888 円    | 1,332 円  |

\*算定に条件あり

\*リハビリは週合計 120 分までの上限があります

※早朝・夜間（午前 6 時～午前 8 時まで、午後 6 時～午後 10 時まで）：基本単位の 25%増

※深夜（午後 10 時～翌午前 6 時まで）：基本単位の 50%増

他、サービス内容や状態により加算が追加されることがあります

### ★料金例（1割負担の場合）

①週 1 回看護（30 分）、週 1 回リハビリ（40 分）を利用した場合

（介護予防訪問看護 I-2（469 円）＋介護予防訪問看護 I-5・2（590 円））

×4 週 = 2,829 円/月

②週 2 回看護（30 分）を利用した場合

予防訪問看護 I-2（469 円）× 2 回 × 4 週 = 3,752 円/月

<要介護 1～5の方 訪問看護利用料金（非課税）>

2023年10月1日現在

| 単位<br>(単位数)              | サービス<br>内容 | サービス時間<br>※1回あたり | 金額       |          |          |
|--------------------------|------------|------------------|----------|----------|----------|
|                          |            |                  | 1割<br>負担 | 2割<br>負担 | 3割<br>負担 |
| 訪問看護 I-1*<br>(313 単位)    | 看護         | 20分未満            | 327 円    | 653 円    | 979 円    |
| 訪問看護 I-2<br>(470 単位)     |            | 30分未満            | 490 円    | 980 円    | 1,470 円  |
| 訪問看護 I-3<br>(821 単位)     |            | 30分以上<br>60分未満   | 856 円    | 1,711 円  | 2,567 円  |
| 訪問看護 I-4<br>(1125 単位)    |            | 60分以上<br>90分未満   | 1,173 円  | 2,345 円  | 3,517 円  |
| 訪問看護 I-5<br>(293 単位)     | リハ         | 20分              | 306 円    | 611 円    | 916 円    |
| 訪問看護 I-5・2<br>(586 単位)   |            | 40分以上            | 611 円    | 1,222 円  | 1,832 円  |
| 訪問看護 I-5・2 超<br>(792 単位) |            | 60分以上            | 826 円    | 1,651 円  | 2,476 円  |

\*算定に条件あり

\*リハビリは週合計 120 分までの上限があります

※早朝・夜間（午前 6 時～午前 8 時まで、午後 6 時～午後 10 時まで）：基本単位の 25%増

※深夜（午後 10 時～翌午前 6 時まで）：基本単位の 50%増

他、サービス内容や状態により加算が追加されることがあります

★料金例（1割負担の場合）

①週 1 回看護（30 分）、週 2 回リハビリ（60 分）を利用した場合

（訪問看護 I-2（490 円）＋訪問看護 I-5・2 超（826 円）×2 回）×4 週

=8,568 円/月

②週 2 回看護（60 分）を利用し、緊急時訪問看護加算を付けた場合

（訪問看護 I-3（856 円）×2 回×4 週）＋緊急時訪問看護加算（599 円）

=7,447 円/月

< 医療保険でのご利用の方 訪問看護利用料金（非課税） >

2023年10月1日現在

【医療保険対応 訪問看護利用料金（非課税）】

☆基本利用料

|   |             | 料金      | 1割負担  | 2割負担   | 3割負担   |
|---|-------------|---------|---|--------|--------|
| 基本療養費Ⅰ（看護師等：週3日まで）                        |             | 5,550円  | 555円  | 1,110円 | 1,665円 |
| 基本療養費Ⅰ（看護師等：週4日以降）                        |             | 6,550円  | 655円  | 1,310円 | 1,965円 |
| 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師の場合 |             | 12,850円 |   |        |        |
| 基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合）              | 看護師等：週3日目まで | 5,550円  | 555円  | 1,110円 | 1,665円 |
|   | 看護師等：週4日目以降 | 6,550円  | 655円  | 1,310円 | 1,965円 |
| 基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合）            | 看護師等：週3日目まで | 2,780円  | 278円  | 556円   | 834円   |
|   | 看護師等：週4日目以降 | 3,280円  | 328円  | 656円   | 984円   |
| 基本療養費Ⅲ                                    |             | 8,500円  | ご利用者様が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書および訪問看護計画書等に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。 |        |        |
| 管理療養費                                     | 月の初日        | 7,440円  | 744円  | 1,488円 | 2,232円 |
|   | 月の2日目以降     | 3,000円  | 300円  | 600円   | 900円   |

【医療保険対象外の自費ご利用料金（税込）】

| サービス内容                |                            | 料金           |
|-----------------------|----------------------------|--------------|
| 休日料金                  | 8時30分から17時30分 訪問毎          | 2,000円       |
| 延長料金                  | 1時間30分を超えたサービスを提供した場合 30分毎 | 4,000円       |
| 在宅以外での訪問看護（2時間目から要相談） |                            | 1時間まで 8,000円 |
| 受診の同行                 |                            | 1時間まで 8,000円 |
| 死後の処置                 | 亡くなられた後のお清め料と処置材料費         | 20,000円      |

他、サービス内容や状態により加算が追加されることがあります

# エル訪問看護リハビリステーション

## 相談 ・ 依頼

|                  |  |                                   |      |             |
|------------------|--|-----------------------------------|------|-------------|
| 日付               | 年 月 日  | 訪問看護 ・ リハビリテーション ( PT ・ OT ・ ST ) |      |             |
| 依頼項目             | ( 空き状況確認 ・ 依頼 ・ 待機でも可能 ・ 相談のみ )                        |                                   |      |             |
| 依頼者様<br>(ケアマネ様)  | 事業所  |                                   |      |             |
|                  | 担当者  |                                   |      |             |
|                  | 連絡先  |                                   |      |             |
| 利用者情報            | ( 柏・我孫子・流山 ) 市 ( ) 町                                   |                                   |      |             |
|                  | ( 男性 ・ 女性 ) ( 入院中 ・ 退院退所直後 ・ 在宅中 ) 予定日:                |                                   |      |             |
|                  | 氏名   |                                   | 生年月日 | T・S・H 年 月 日 |
|                  | 連絡先  |                                   | 備考   |             |
| ご家族情報<br>(緊急連絡先) | 氏名<br>続柄   |                                   | TEL  |             |
|                  | 氏名<br>続柄   |                                   | TEL  |             |
| 介護認定             | ( あり ・ なし ・ 申請中 : 要支援 ・ 要1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 )           |                                   |      |             |
| 状況               | 胃瘻 ( 有 ・ 無 ) 褥瘡 ( 有 ・ 無 ) パルーン ( 有 ・ 無 ) オムツ ( 有 ・ 無 ) |                                   |      |             |
|                  | 認知・高次脳機能障害 ( 有 ・ 無 ) 歩行 ( 可能 ・ 用具使用 ・ 不可 ・ 車椅子 )       |                                   |      |             |
| 特定疾患             | ( 有 ・ 無 ・ 認定検討中 )                                      |                                   | 生活保護 | ( 有 ・ 無 )   |
| 主治医              | 病院 ・ 医院 ・ クリニック  |                                   |      |             |
| 指示書              | 用紙あり ・ なし ・ 記入済み )                                     |                                   |      |             |
| 訪問希望日            | 希望   | ( 月曜 ・ 火曜 ・ 水曜 ・ 木曜 ・ 金曜 )        |      |             |
|                  | 時間   | ( 午前中希望 ・ 午後希望 ・ いつでもいい : 時頃~)    |      |             |
| 疾患               |  |                                   |      |             |
| 目的               |  |                                   |      |             |
| 要望               |  |                                   |      |             |
| 開始時期<br>予定       | ( 早急に ・ 検討中 )  |                                   |      |             |

- \* ご依頼・ご相談ありがとうございます。 ご依頼内容を可能な限りご記入の上FAXお願い致します。
- \* お電話でのご依頼も可能ですので下記連絡先までご連絡ください。
- \* なるべく早急に対応させていただきます (基本当日中にご返事致します)。

〒277-0832 千葉県柏市北柏1-16-10 ビューハイム101号

事業所番号 : 1262190551

TEL : 04-7197-1582

FAX : 04-7197-1583



エル訪問看護

リハビリステーション

# 訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲む

訪問看護指示期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)  
 点滴注射指示期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

|  |             |   |                                    |
|--|-------------|---|------------------------------------|
| 利用者氏名  |             | 生年月日  |                                    |
| 利用者住所  |             |   | 電話番号                               |
| 主たる傷病名   |             |   |                                    |
| 現在の状況(該当項目に○印)   | 病状・治療状態     |   |                                    |
|  | 投与中薬剤の用法・用量 |   |                                    |
|  | 日常生活自立度     | 寝たきり度   | 自立 J 1 J 2 A 1 A 2 B 1 B 2 C 1 C 2 |
|  |             | 認知の状況   | 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M        |
|  |             | 要介護認定の状況  | 要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)            |
|  |             | 褥瘡の深さ   | NPUAP分類 III度 IV度 DESIGN分類 D3 D4 D5 |
|  | 装着・使用医療機器等  | 1.自動腹膜灌流装置 2.透析液供給装置 3.酸素療法( )l/min) 4.吸引器 5.中心静脈栄養<br>6.輸液ポンプ 7.経管栄養( ) 8.留置カテーテル( )<br>9.人工呼吸器(設定: ) 10.気管カニューレ(サイズ: )<br>11.ドレーン(部位: ) 12.人工肛門 13.人工膀胱 14.その他( ) |                                    |
| 留意事項及び指示事項   |             |   |                                    |
| I 療養生活指導上の留意事項   |             |   |                                    |
| II 1. リハビリテーション<br>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて<br>1日あたり(20・40・60)分を週( )回<br>リハビリ内容:<br><br>2. 褥瘡の処置等<br><br>3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理<br><br>4. その他 |             |   |                                    |
| 在宅患者訪問点滴注射に関する指示(投与薬剤・投与量・投与方法等)   |             |   |                                    |
| 緊急時の連絡先:<br>不在時の対応法:   |             |   |                                    |
| 特記すべき留意事項(注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往等あれば記載して下さい。)   |             |   |                                    |
| 他の訪問看護ステーションへの指示<br>(無・有: ) ( ) 殿)   |             |   |                                    |
| たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示<br>(無・有: ) ( ) 殿)  |             |   |                                    |

上記のとおり、指定訪問看護の実施を指示いたします。

令和 年 月 日

医療機関名  
住 所  
電 話  
(F A X)

エル訪問看護リハビリステーション  
 事業所番号: 1262190551  
 〒277-0832  
 千葉県柏市北柏1-6-10 ビューハイム北柏101  
 TEL:04-7197-1582 FAX:04-7197-1583

医師氏名

印

